

一般事業主行動計画

女性社員の継続就業者が増えるよう、出産・育児における支援のあり方を検討し、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30 年 2 月 1 日～平成 32 年 1 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知を行う。また会社の育児休業等についても周知を徹底する。

<対策>

- 平成 30 年 2 月～ 制度に関する資料を作成し社員に周知。
- 平成 30 年 2 月～ 会社の育児休業・短時間勤務等について定めた文書を回覧し、周知を徹底する。また社内のイントラネット上でも情報を公開し、全社員がいつでも閲覧可能とする。

目標 2：妊娠中や産休中、産休復帰後の女性従業員が相談できる窓口を設置する。

<対策>

- 平成 30 年 2 月～ 相談窓口を設置、従業員に周知する。